

別紙 1



経政発第129号
令和7年3月28日

徳島県知事 殿

(企業支援課扱い)

徳島市長 遠藤 彰良
(経済政策課)



大黒天物産株式会社（大規模小売店舗「ラ・ムー論田店」）の届出に係る大規模小売店舗立地法に基づく意見について（回答）

令和7年3月14日付け企第717号で照会のありましたこの届出については、次のとおり意見を述べます。

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 ラ・ムー論田店

所在地 徳島市論田町和太閑38番1外

2 意見

別紙のとおり

以 上

事項(項目)名	意見の内容	理由
1 住民の利便及び業務の利便の確保のために配慮すべき事項		
(1) 駐車需要の充足等交通に係る事項		
ア 駐車場の必要台数の確保	必要台数を十分確保し、周辺交通の妨げにならないよう対策を講じること。	
イ 駐車場の位置及び構造等	駐車の用に供する部分は、駐車場法等の基準によること。	路外駐車場で駐車の用に供する部分の面積が500m ² 以上であるものは、駐車場法等の対象となるため。
ウ 駐輪場の確保等		
エ 自動二輪の駐車場の確保		
オ 荷さばき施設の整備等		
カ 経路の設定等	出入り口付近の交通渋滞対策及び安全対策を講じること。	出入り口付近において、出庫車両が原因となる衝突事故等が発生する恐れがあるため。
(2) 歩行者の通行の利便の確保等	①歩行者の安全を確保するとともに、周辺市道に損傷が生じないよう対策を講じること。 ②全ての人が安全・快適に利用できる施設となるよう配慮すること。	①大型搬入車両による舗装等の損傷が発生すると歩行者の転倒等の原因となるため。 ②徳島県ユニバーサルデザインによるまちづくりの推進に関する条例第22条第1項
(3) 廃棄物減量化及びリサイクルについての配慮	①店舗内から発生する一般廃棄物については、燃やせるごみ、資源物に分別し、ごみの減量化を図るとともに、資源物については、リサイクルに努めること。 ②古紙類（新聞紙・雑誌・ダンボール・コピー用紙等）はリサイクルするために古紙問屋に搬入すること。 ③一般廃棄物の発生抑制及び再利用並びに一般廃棄物の適正な処理については、本市の施策に協力すること。	①廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条 ②徳島市廃棄物の処理及び再利用に関する条例第5条
(4) 防災・防犯対策への協力	大規模地震発生時における津波避難場所の提供等、地域防災力の向上への協力をお願いしたい。	店舗所在地（勝占地区）は、南海トラフ巨大地震による津波浸水想定区域であり、津波からの避難場所の確保等が必要とされているため。
2 生活環境の悪化の防止のために配慮すべき事項		
(1) 騒音の発生に係る事項		
ア 騒音問題に対応するための対応策について	施設の運営時における騒音発生の低減に努めること。	当該店舗は、騒音規制法等の規制対象施設の設置がないため、騒音の規制基準の適用を受けないが、規制基準の遵守状況を判断する際の測定位置（敷地境界）では、騒音予測最大値が規制基準を上回っており、周辺住民との間で騒音問題が発生することも考えられるため。
イ 騒音の予測・評価について	周辺住民の間に騒音問題が発生した場合は誠実に対応すること。	
(2) 廃棄物に係る事項等		
ア 廃棄物等の保管について		
イ 廃棄物等の運搬や処理について	①店舗内から発生する廃棄物については、産業廃棄物と一般廃棄物を適正に分別すること。 ②分別した廃棄物は、関係法令に基づき適正に処理すること。	①廃棄物の処理及び清掃に関する法律第3条
ウ その他設置者としての廃棄物等に関する対応方策について		
(3) 街並みづくり等への配慮等		
ア 外観整備による街並みづくり等との調和	周辺景観との調和や街並みの連続性に配慮し、著しく不調和となる意匠・形態、色彩等は避けすること。	景観法第16条第1項及び徳島市景観計画
イ 連続性を必要とする街並みづくりがなされている場合の協力		
ウ 夜間照明による影響		
エ その他街並みづくり等への配慮に関すること		